

第4章 結果の報告

高齢者医療法第 142 条の規定に基づき、美馬市国民健康保険は、特定健診等の実施結果を電子的な形で保存し、匿名化した個票及び集計値と内臓脂肪症候群の該当者・予備群の割合等の必要なデータを、年 1 回社会保険診療報酬支払基金に対して報告する。

特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ
(医療保険者から国への実施結果報告)

参考資料4

